

第26回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年8月20日（火）午後1時30分
場 所 大田原市役所 3階301・302会議室

次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名人の選任について
- 4 議 題
 - (1) 報告第1号 農地法第5条の規定による許可について
 - (2) 議案第1号 農用地利用集積等促進計画の告示について
 - (3) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (4) 議案第3号 農地法施行規則第95条の該当の有無に関する意見について
 - (5) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (6) 議案第5号 非農地証明願について
- 5 出席委員（14名）（法律第27条第3項規定）

1番 渡邊 和子	2番 越沼 良	3番 秋本 則夫
4番 阿見 芳	5番 助川 悦夫	6番 津久井 勝之
7番 植竹 裕子	8番 笹沼 保治	10番 荒井 一夫
11番 相馬 和恵	14番 古沢 成子	15番 屋代 幸子
16番 唐橋 洋子	17番 佐藤 孝	
- 6 欠席委員 9番 郡司 裕一 12番 岩城 善広 13番 鈴木 賢一
- 7 本会に出席した職員
農業委員会事務局長ほか 6名
- 8 傍聴人 なし

開会の宣言

午後1時30分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（5番）

事務局 それでは会長のごあいさつをお願いします。

議 長 （荒井 一夫） <あいさつ>

本日の出席委員は14名であり、定足数を満たしております。ただいまから第26回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

- 議 長 (荒井 一夫) 異議なしの声ですので、議事録署名人には、1番 渡邊委員、
2番 越沼委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局の農業振
興係長にお願いいたします。
今回、事前に配付しております議案資料に訂正等がありますので、事務
局から説明をお願いします。
- 事務局 <資料訂正箇所等の説明>
- 議 長 (荒井 一夫) それでは議事に入ります。
報告第1号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。
事務局から説明をお願いします。
- 事務局 <総会資料説明 4ページ、別冊資料説明2～3ページ>
- 議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。
質疑はございませんか。
<質疑なし>
- 議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。
次に、議案第1号「農用地利用集積等促進計画の告示について」を上程
します。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 <総会資料説明 5～31ページ>
- 議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終了しました。本件は、議事参与に該当する
案件がありますことから、議案を分割して質疑・採決を行います。
まず、資料27ページ、賃借権設定の申請番号8-34について、6番
津久井委員が議事参与に該当いたします。津久井委員は退室願います。
<津久井 勝之委員退室>
- 議 長 (荒井 一夫) これより申請番号8-34の質疑を行います。
質疑はございませんか。
<挙手なし>
- 議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。
本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。
<全委員起立>
- 議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。
申請番号8-34は、原案のとおり承認することといたします。審議終
了により6番津久井委員の入室を認めます。
<津久井 勝之委員入室>
- 議 長 (荒井 一夫) 続きまして、議案第1号の残りの案件についての質疑を行
います。質疑はございませんか。
<挙手なし>
- 議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。
申請番号8-34以外の本議案について、原案のとおり承認することに

賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第1号については、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は6件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 32～35、40 ページ>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。秋本委員。

現地調査担当委員（秋本 則夫） 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、8月18日、現地調査委員第1班で事務局の説明を受けました。申請のあった6件、30から35番について担当推進員からの報告並びに事務局の説明により調査検討した結果、許可することに問題ないと思われまます。以上、ご報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第2号については、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第3号「農地法施行規則第95条の該当の有無に関する意見について」を上程します。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 36 ページ>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。秋本委員。

現地調査担当委員（秋本 則夫） 農地法施行規則第95条の該当の有無に関する意見について、8月18日、現地調査委員第1班で事務局の説明を受けました。申請があった申請番号1番について、担当推進員からの報告並びに事務局からの説明により調査検討した結果、許可することに問題ないと思われまます。以上、ご報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案の通り許可することに賛成の方は起立をお願いいたします。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第3号につきましては、原案の通り許可することといたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は6件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 37 ページ、別冊資料説明 5 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。秋本委員。

現地調査担当委員(秋本 則夫) 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてです。8月18日、現地調査委員第1班で現地を調査確認いたしました。中田原地内の申請番号15です。転用目的はバスケットボール練習スペースとして住宅敷地の拡張です。現地は特に作付はありませんでしたが、農地として適正に管理されており、周囲の状況は宅地化されており、農地ではありません。転用計画に問題ないと確認いたしました。

次に、浅香2丁目地内の申請番号17、転用目的は宅地分譲です。現地特に作付はありませんでしたが、草が生えないよう管理されておりおりました。周囲の状況は全て団地化されており、農地はありません。境界には既存の壁が設置してあり、隣接地への影響はないものと思われま。転用計画に問題ないと確認をいたしました。以上報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案の通り許可することに賛成の方は起立をお願いいたします。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第4号につきましては、原案の通り許可することといたします。

次に、議案第5号「非農地証明願について」を上程します。

申請件数は5件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明38~39ページ、別冊資料11~20ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。秋本委員。

現地調査担当委員(秋本 則夫) 議案第5号、非農地証明願について、8月18日、現地調査委員第1班で現地を調査確認いたしました。佐良土地内の申請番号15番です。現地は昭和63年頃から農地として利用されておらず、原野状態になっております。非農地となって20年以上経過しており、農地に基づくことは難しいと思います。証明することにやむを得ないと思われ

ます。

次に赤瀬地内の申請番号16番です。現地は昭和30年ごろか雑木林になっており現在に至ります。非農地となって20年以上経過しており、農地に戻すのは難しいと思います。証明することにやむを得ないと思われ

ます。次に蛭畑地内の申請番号17番です。現地は31年前から農地として活用しておらず、雑種地となっております。非農地となって20年以上経過しており、農地に戻すのが難しいと思われ、証明することにやむを得ないと思われ

ます。次に須佐木地内の申請番号18番です。現地は元々昭和50年頃から造林休憩所として活用されてきたところであり、平成27年の非農地証明により太陽光施設となって現在に至っております。当時の非農地と証明したこともあり再度明証明願いがあったとのこと

です。証明することに問題ないと思います。最後に若草2丁目地内の申請番号19番です。現地は平成15年から隣接するアパートの駐車場として活用されたところであり、現在に至っております。非農地となって20年以上経過しており、農地に戻すことは難しいと思われ

ます。証明することにやむを得ないと思われ

ます。以上ご報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願

います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認め

ます。議長（荒井 一夫） 本日予定された議事の審議は、すべて終了しました。

次に、その他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） ないようなので、以上で第26回農業委員会総会を閉会

いたします。

閉会の宣言

午後2時01分 閉会